（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第１号（第１条・第６条関係）

（第１面）

年　　月　　日

経済産業大臣　殿
農林水産大臣　殿

（郵便番号　　－　　）
申請者　　住　　所

電話番号（　　）　　－
商　　号
又は名称
代表者氏名

許可（更新許可）申請書

商品投資に係る事業の規制に関する法律第３条（第８条第１項）の規定により商品投資顧問業の許可（更新の許可）を申請します。

（なお、許可申請者は、商品投資販売業者のみを相手方として商品投資顧問契約を締結する会社であります。）

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（記載上の注意）不要な字句は消して使用すること。

＊許可番号	（　　）第　　号（　　年　　月　　日）		
従前の許可番号	（　　）第　　号（　　年　　月　　日）		
１．許可の区分	新　　規	更　　新	
（ふりがな）			
２．商　　号			
（ふりがな）			
３．代表者の氏名			
４．住　　所	（郵便番号　　－　　） 電話番号　（　　）		
５．資本金の額	百万円		
６．現在の業種及び許可番号等	業　種	許可番号	許可年月日
７．役　　員			
（ふりがな） 氏　　名	役　職　名	住　　所	

（記載上の注意）

１．「＊許可番号」は、記載しないこと。

２．「従前の許可番号」は、更新の許可の申請をする場合に記載すること。

３．「許可の区分」は、該当するものに○印を付けること。

４．「現在の業種及び許可番号等」は、現在の主たる事業及び許可番号、許可年月日を記載するが、許可を受けていないものは、記載する必要はない。

５．「役員」とは、取締役、会計参与及び監査役（委員会等設置会社にあっては、取締役、会計参与及び執行役）をいう。

６．「役員」は、その職にある者を全て記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第２面の次に添付すること。また、代表権のある役員及び非常勤の役員については、その旨を役職名欄に記載すること。

８．　令第４条第１項に規定する使用人

（ふりがな） 氏　　名	職　　名	住　　所
計　　名		

（記載上の注意）

１．第２条に規定する商品投資顧問業に関するある種類の事項の委任を受けた使用人については、顧客の利益に重大な影響を及ぼす業務について包括的な委任を受け、一切の裁判外の行為をなす権限を有する者に該当する者をすべて記載すること。

２．令第４条第１項第２号に規定する投資判断を行う者とは、ファンド・マネージャー、アナリスト、コモディティ・トレーディング・アドバイザーその他名称の如何を問わず、商品投資顧問契約に基づく商品投資に係る投資判断を行う権限を付与されている者をいい、これらの者の補助者は含まれない。

３．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第３面の次に添付すること。

９． 営業所の名称及び所在地

名　　称 （設　置　年　月　日）	所　　在　　地
（主たる営業所） （　　年　月　　日）	電話番号　（　　）　　－
（従たる営業所） （　　年　月　　日）	電話番号　（　　）　　－
（　　年　月　　日）	電話番号　（　　）　　－
（　　年　月　　日）	電話番号　（　　）　　－
（　　年　月　　日）	電話番号　（　　）　　－
（　　年　月　　日）	電話番号　（　　）　　－
（　　年　月　　日）	電話番号　（　　）　　－
（　　年　月　　日）	電話番号　（　　）　　－
計　　店	

（記載上の注意）

１．「営業所」とは、商品投資顧問業者が一定の場所で商品投資顧問業の全部又は一部を反復継続して営む施設をいい、これを主たる営業所及び従たる営業所に区分する。

（１） 主たる営業所とは、国内法人については登記簿上の本店をいい、外国法人については国内における商品投資顧問業の業務全般を統括する営業所をいう。

（２） 従たる営業所とは、支店又は出張所等の名称の如何を問わず、主たる営業所以外の営業所をいう。

２．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第４面の次に添付すること。

１０．　業務の種類及び方法

（１）業務の種類

（２）業務の方法

１　商品投資の対象（許可の有効期間を通じて、経済産業関係商品等に係る投資判断のみを行う場合には、その旨を記載すること。）

２　商品投資販売業者のみ相手方として商品投資顧問契約を締結する場合には、その旨を記載すること。

３　報酬体系に関する事項

４　その他の事項

１１．　他に行っている事業の種類

（記載上の注意）

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

１２．　主要株主の商号、氏名又は名称及び住所

（ふりがな） 商号、氏名又は名称	保有する議決権の数	割　合	住　　所
	個	%	

（記載上の注意）

１．「主要株主」とは、第３条第１号に規定する主要株主をいう。

２．「議決権」とは、第３条第１号に規定する議決権をいう。

３．「割合」とは、保有する議決権の数の総株主の議決権の数に対する百分比をいう。

４．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第７面の次に添付すること。

１３．役員の兼職状況

（ふりがな） 役員の氏名又は名称	常務に従事している他の法人の商号若しくは名称 及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類

（記載上の注意）

１．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第８面の次に添付すること。

２．「業務の種類」及び「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。

１４．登録免許税領収書又は収入印紙貼付欄

（消印してはならない）